

市民参加実施予定シート

担当課：企画政策課

予定
令和7年10月1日時点

(1) 市民参加の手続の実施予定について

事業タイトル	「流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」の改定	市が考える市民等への影響	メリット ・受益者負担の原則に則り、サービスを利用する方と利用しない方の負担の公平・公正性を担保しつつ、持続的な施設サービスの提供ができる。 デメリット ・特になし
正式名称	流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針の改定		
概要	'流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針'（平成20年2月）は、策定から17年が経過し、その間、新たな公共施設が整備されるとともに、社会経済情勢も変化している。受益者負担の適正化を図り、持続可能なサービスを提供するため、基本方針を見直しする。	上位計画の有無	無（流山市独自）

(2) 市民参加の対象事項について 該当する項目を黒塗り()

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）		市民参加の手続を実施しないもの（第5条第2項の規定）	
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更		(1) 軽易なもの	
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃		(2) 緊急に行わなければならないもの	
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更		(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの	
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃		実施しない詳しい理由	
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更			
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合			

(3) 市民参加の方法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）						
実施方法	実施予定期	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由	
複数実施	審議会等	R8/2月～R8/5月中で3回程度	審議委員（専門家、公募の市民など）		行財政改革審議会	専門的な知見や市民の声を取り入れながら議論することが有効であるため。
	パブリックコメント手続	R8/6月～R8/7月	市民等	—	・時間や場所等に拘束されず、意見表明ができることから、幅広い市民から意見聴取が可能と考えたため。 ・素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えたため。	

(4) 市民参加のスケジュール（予定）

令和7年度		令和8年度												令和9年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
		←審議会（諮詢・答申）→		←パブリックコメント→											

(5) 当初予定からの変更履歴 変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由